

平成30年度 宇佐市指名停止措置一覧表

番号	決定日	業者名	主たる営業所の所在地	指名停止期間	指名停止理由
16	H31 3/29	株式会社九電工	福岡市南区那の川1-23-35	平成31年3月30日 ～平成31年9月29日 (6か月)	福岡県築上町発注のし尿処理施設建設工事の入札において、平成31年3月9日、当該入札参加資格者の使用人(北九州支店行橋営業所長)が、公契約関係競売等妨害の容疑で逮捕されたため。 措置要領別表第2 措置要件7のイ(競争入札妨害又は談合)
15	H31 3/29	小代築炉工業株式会社	津久見市入船西町21-1	平成31年3月30日 ～平成31年4月29日 (1か月)	小代築炉工業株式会社は、民間発注の電気工事において、建設業法第3条第1項第2号に規定する特定建設業の許可を有していないにもかかわらず、元請業者として総額4,000万円以上の下請契約を締結したため。 措置要領別表第2 措置要件8(建設業法違反行為)
14	H31 3/1	翼工業株式会社	中津市豊田町1-11	平成31年3月2日～ 平成31年4月1日 (1か月)	翼工業株式会社は、平成29年11月7日、中津市発注の管渠布設工事において、掘削構内で作業を行うにあたり、掘削面の土砂が崩壊し、作業員に危険を及ぼすおそれがあったにもかかわらず、作業効率を優先させ、土止め支保工を設ける等の危険防止の措置を講じないまま、作業を行なった過失により、作業員1名が死亡、1名が負傷する工事関係者事故を発生させ、本件事故により同社と同社社員が平成30年12月11日付けで罰金の略式命令を受け、刑が確定したため。 別表第2 措置要件10(不正又は不誠実な行為)
13	H31 2/1	有限会社宇水工業	宇佐市大字城井1240番地の1	平成31年2月2日～ 平成31年3月1日 (1か月)	有限会社宇水工業は、民間発注の建築一式工事業について、建設業法第3条第1項の許可を受けていないにもかかわらず、同法施行令第1条の2第1項で定める軽微な工事の範囲を超えて請負契約を締結したとして、平成30年12月28日、大分県知事から同法第28条第1項の規定に基づく指示処分を受けたため。 別表第2 措置要件8(建設業法違反)
12	H30 11/29	株式会社 奥田組	宇佐市大字別府590-1	平成30年11月30日～ 平成31年2月28日 (3か月)	平成29年2月14日、宇佐市内のメガソーラー発電所新設工事現場において、下請けの作業員が地面に足を滑らせ転倒し、骨折等の傷害を負い4日以上休業した際に、遅滞なく所管の労働基準監督署に報告すべきところ、平成29年12月1日まで法令の定める報告をしなかったことにより、代表取締役が平成30年9月13日付けで略式命令を受けたため。 別表第2 措置要件10(不正又は不誠実な行為)
11	H30 11/29	山久工業株式会社	宇佐市院内町副1244番地の1	平成30年11月30日～ 平成31年1月29日 (2か月)	平成29年2月14日、宇佐市内のメガソーラー発電所新設工事現場において、下請けの作業員が地面に足を滑らせ転倒し、骨折等の傷害を負い4日以上休業した際に、遅滞なく所管の労働基準監督署に報告すべきところ、平成29年12月1日まで法令の定める報告をしなかったことにより、取締役が平成30年9月13日付けで略式命令を受けたため。 別表第2 措置要件10(不正又は不誠実な行為)

平成30年度 宇佐市指名停止措置一覧表

番号	決定日	業者名	主たる営業所の所在地	指名停止期間	指名停止理由
10	H30 10/1	株式会社 奥村組	大阪府大阪市阿倍野区松崎町2-2-2	平成30年10月2日～平成30年11月1日 (1か月)	同社は、東北地方整備局発注の水門新設工事において、工事現場内でクレーン転倒事故が発生したにもかかわらず、一関労働基準監督署に事故の報告を行わなかったこと及び同署員に虚偽陳述をしたことから、平成30年6月29日、盛岡地方検察庁から労働安全衛生法違反で起訴され、罰金刑の略式命令を受けたため。 別表第2 措置要件10(不正又は不誠実な行為)
9	H30 10/1	株式会社 旭技研設計コンサルタント	福岡県北九州市小倉南区蒲生3-5-18	平成30年10月2日～平成31年4月1日 (6か月)	福岡県鞍手町が発注した下水道事業の入札に際し、最低制限価格などの情報を不正に得たとして、平成30年7月9日、同社の役員が官製談合防止法違反と公契約関係競売等妨害の疑いで福岡県警察から逮捕されたため。 別表第2 措置要件7のイ(競売入札妨害又は談合)
8	H30 10/1	株式会社 太平設計	福岡県北九州市小倉北区下富野1-6-21	平成30年10月2日～平成31年4月1日 (6か月)	福岡県鞍手町が発注した下水道事業の入札に際し、最低制限価格などの情報を不正に得たとして、平成30年7月9日、同社の役員が官製談合防止法違反と公契約関係競売等妨害の疑いで福岡県警察から逮捕されたため。 別表第2 措置要件7のイ(競売入札妨害又は談合)
7	H30 8/9	新貝電気店	宇佐市大字下庄1675-1	平成30年8月10日～平成30年9月9日 (1か月)	平成30年7月27日に執行した「平成30年度大判プリンター購入」の競争見積において、契約の相手方と決定されたにもかかわらず、正当な理由がなく契約を締結しなかったことが、業務に関し不正若しくは不誠実な行為にあたるため。 別表第2 措置要件10(不正又は不誠実な行為)
6	H30 8/3	株式会社 フジタ	東京都渋谷区千駄ヶ谷4-25-2	平成30年8月4日～平成31年2月3日 (6か月)	株式会社フジタの社員が国土交通省豊岡河川国道事務所発注のトンネル建設工事に関し平成30年6月27日、兵庫県警察から贈賄容疑で逮捕されたことによる。 別表第2 措置要件3

平成30年度 宇佐市指名停止措置一覧表

番号	決定日	業者名	主たる営業所の所在地	指名停止期間	指名停止理由
5	H30 5/1	株式会社 協和製作所	佐賀県佐賀市高木瀬西6-9-1	平成30年5月2日～平成30年6月1日 (1か月)	同社は、平成28年2月10日、佐賀労働基準監督署に対し、真実は同会社社員が同月4日に福岡市西区の工事現場において、鉄板を右足甲に落とし傷害を負い、4日以上休業したのに、同社資材置き場にて負傷した旨内容虚偽の報告書を提出し、もって労働基準監督署長に虚偽報告をした。平成29年12月27日、同社及び代表取締役は佐賀簡易裁判所から労働安全衛生法違反でそれぞれ罰金20万円の略式命令を受けたため。 別表第2 措置要件10
4	H30 5/1	清水建設 株式会社	東京都中央区京橋2-16-1	平成30年5月2日～平成30年11月1日 (6か月)	東海旅客鉄道株式会社が発注する中央新幹線建設工事において、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行ったとして、平成30年3月23日、公正取引委員会から、検事総長に告発され、同日東京地方検察庁から起訴されたため。 別表第2 措置要件5のイ
3	H30 5/1	株式会社 大林組	東京都港区江南2-15-2	平成30年5月2日～平成30年11月1日 (6か月)	東海旅客鉄道株式会社が発注する中央新幹線建設工事において、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行ったとして、平成30年3月23日、公正取引委員会から、検事総長に告発され、同日東京地方検察庁から起訴されたため。 別表第2 措置要件5のイ
2	H30 5/1	鹿島建設 株式会社	東京都港区赤坂1-3-1	平成30年5月2日～平成30年11月1日 (6か月)	東海旅客鉄道株式会社が発注する中央新幹線建設工事において、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行ったとして、平成30年3月23日、公正取引委員会から、検事総長に告発され、同日東京地方検察庁から起訴されたため。 別表第2 措置要件5のイ
1	H30 5/1	大成建設 株式会社	東京都新宿区西新宿1-25-1	平成30年5月2日～平成30年11月1日 (6か月)	東海旅客鉄道株式会社が発注する中央新幹線建設工事において、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行ったとして、平成30年3月23日、公正取引委員会から、検事総長に告発され、同日東京地方検察庁から起訴されたため。 別表第2 措置要件5のイ